

# 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化について

## 教育再生実行会議

### 第5次提言(H26.7.3)

・社会経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人を育成するとともに、専門高校卒業者の進学機会や社会人の学び直しの機会の拡大に資するため、国は、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化する。

### 第6次提言(H27.3.4)

・第5次提言で述べた実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化が地域の職業人育成に大きな効果をもたらすことが期待できることから、その実現に向けた取組を推進する。

## 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議

(H26.10より開催 H27.3審議のまとめ)

### 【基本的方向性】

○ 新機関は、大学体系の中に位置付け、学位授与機関とすることを基本とする

(国際的・国内的通用性の確保の重要性や、高等教育体系の多様化の促進のため大学・短大・質の高い専門職業人養成を行う専門学校が移行しうる仕組とする必要性等を勧案)

## 中央教育審議会

### 諮問(H27.4.14)

「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」

※社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人の育成(新たな高等教育機関の制度化)について、審議を要請。

■ 総会直属の特別部会を設置して審議 (実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会)

### 答申(H28.5.30)

「社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い専門職業人養成のための新たな高等教育機関の制度化について」

### 経済財政運営と改革の基本方針2016 (H28.6.2閣議決定)

実践的な職業教育を行う高等教育機関の制度化を進める。

### 「日本再興戦略」2016 (H28.6.2閣議決定)

…平成31年度の開学に向け、…今年中を目途に所要の法的措置を講ずることを目指す。更に、法案成立後速やかに、新たな時代に即した設置基準を整備する。

# 学校教育法の一部を改正する法律案の概要

【実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関(「専門職大学」等)の制度化について】

## 趣旨・背景

○「第四次産業革命」の進展と国際競争の激化に伴い、産業構造が急速に転換する中、優れた専門技能等をもって、新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成が急務。

今後の成長分野を見据え、新たに養成すべき専門職業人材

**高度な実践力** 理論にも裏付けられた高度な実践力を強みとして、専門業務を牽引できる人材 + **豊かな創造力** 変化に対応しつつ、新たなモノやサービスを創り出すことができる人材

〔例〕 **【観光分野】**: 適確な接客サービスに加えて、サービスの向上や旅行プランの開発を企画し、実行できる人材  
**【農業分野】**: 質の高い農産物の生産に加えて、直売、加工品開発等も手掛け、高付加価値化、販路拡大等を先導できる人材  
**【情報分野】**: プログラマーやデザイナーとしての実践力に加えて、他の職業分野と連携し、新たな企画構想を商品化できる人材 など

➡ 高等専門職業教育の新たな枠組みにより、社会の変化に対応しつつ、人材養成の強化を図る。

## 概要

大学制度の中に位置付けられ、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度を設ける。

→ 法改正を経た上で、設置基準(省令)等により具体的な制度設計を予定[\*印]

### 《法制度の概要》

#### 1 目的等

##### ①機関の目的

・ 深く専門の学芸を教授研究し、**専門職を担うための実践的かつ応用的な能力を育成・展開することを目的とする。**

→ \*実習等の強化(卒業単位の概ね3~4割以上、長期の企業内実習等)  
\*実務家教員の積極的任用(必要専任教員数の概ね4割以上)

##### ②学位の授与

・ 課程修了者には、**文部科学大臣が定める学位を授与する。**

→ \*「学士(専門職)」又は「短期大学士(専門職)」を授与

#### 2 社会のニーズへの即応

##### ①産業界等との連携

・ **専門職大学等は、文部科学大臣の定めるところにより、専門性が求められる職業に関連する事業を行う者等の協力を得て、教育課程を編成・実施し、及び教員の資質向上を図る。**

→ \*産業界等と連携した教育課程の開発・編成・実施のための体制整備

##### ②認証評価における分野別評価

・ **専門職大学等の認証評価においては、専門分野の特性に応じた評価を受ける。**

→ \*産業界等と連携した認証評価の体制整備(評価に基づく厳格な公的資金の配分)

#### 3 社会人が学びやすい仕組み

##### ①前期・後期の課程区分

・ **専門職大学(4年制)の課程は、前期(2年又は3年)及び後期(2年又は1年)に区分できる。**

##### ②修業年限の通算

・ **実務の経験を有する者が入学する場合には、文部科学大臣の定めにより、当該実務経験を通じた能力の修得を勘案して、一定期間を修業年限に通算できる。**

→ \*このほか、科目履修、長期履修等の柔軟な履修形態により、社会人が学びやすい環境を整備(短期の学修成果の積み上げによる学位取得等を促進)

## 施行期日

平成31年4月1日

# 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化

背景

## 経済社会の状況

- 産業構造の急激な転換第四次産業革命、国際競争の激化  
→職業の盛衰のサイクルの短期化、予測の困難化
- 就業構造の変化  
→ジョブ型雇用へのシフト、企業内教育訓練の縮小
- 少子・高齢化の進展、生産年齢人口の減少  
→労働生産性向上に向けた要請

新しいタイプの人材育成の強化が急務

## 高等教育をめぐる状況

- 高等教育進学率の上昇（大学教育のユニバーサル化）  
→学生の資質やニーズの多様化（大学の機能別分化の必要性）
- 産業界等のニーズとのミスマッチ  
→より実践的な教育へのニーズ、社会人の学び直しニーズへの対応
- より積極的な社会貢献への期待と要請  
→変化の激しい社会に対応した人材、成長分野を担う人材の育成

今後の成長分野を見据え、新たに養成すべき専門職業人材

高度な  
実践力

理論にも裏付けられた高度な実践力を強みとして、専門業務を牽引できる人材  
かつ

豊かな  
創造力

変化に対応して、新たなモノやサービスを創り出すことができる人材

- 【観光分野】：適確な接客サービスに加えて、サービスの向上や旅行プランの開発を企画し、実行できる人材
- 【農業分野】：質の高い農産物の生産に加えて、直売、加工品開発等も手掛け、高付加価値化、販路拡大等を先導できる人材
- 【情報分野】：プログラマーやデザイナーとしての実践力に加えて、他の職業分野と連携し、新たな企画構想を商品化できる人材 など



## 制度設計

### 【教育内容】・「実践力」と「創造力」を育む教育課程

- ・産業界等と連携した教育課程の開発・編成・実施
- ・実習等の強化(卒業単位の概ね3~4割以上、長期の企業内実習等)

### 【教員】・実務家教員を積極的に任用(必要専任教員数の4割以上)

※専任実務家教員の必要数の半数以上は、研究能力を併せ有する実務家教員

### 【学生受入】・社会人、専門高校卒業生など多様な学生の受入れ

- ※社会人も学びやすい柔軟な履修形態
- ※短期の学修成果の積み上げによる学位取得等も促進

### 【修業年限】・4年(大学相当)、2年又は3年(短期大学相当)

※4年制の課程については、前期・後期の区分制の導入も可

### 【学位】・4年制修了者には、「学士(専門職)」を授与

- ・2・3年制修了者、4年制前期修了者には、「短期大学士(専門職)」を授与

### 【学部等設置】大学・短期大学における「専門職学部・学科」も制度化